

平成29年2月27日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

- ① 株式会社富士通ゼネラル 神奈川県川崎市高津区末長3-3-17
- ② 日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1
- ③ 沖電気工業株式会社 東京都港区虎ノ門1-7-12
- ④ 日本無線株式会社 東京都中野区中野4-10-1
- ⑤ 株式会社日立国際電気 東京都港区西新橋2-15-12

2. 指名停止措置期間

- ① ② 2ヶ月 平成29年2月27日～平成29年4月26日
- ③④⑤ 1ヶ月 平成29年2月27日～平成29年3月26日

3. 指名停止措置の範囲 : 全域

4. 事実概要

上記の事業者は、全国の市町村等が発注する特定消防救急デジタル無線機器の納入について、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月2日に公正取引委員会より排除措置命令（全者）及び課徴金納付命令（株日立国際電気を除く4者）を受けたため。

5. 指名停止措置理由

上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当すると認められる。

「指名停止措置要領」別表第2第5号

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

以上